

新型コロナウイルス感染拡大予防
谷塚児童センター及び青少年交流センター運営管理基準

1 趣旨

谷塚児童センター及び青少年交流センターの施設利用について、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、「草加市公共施設利用に関する新型コロナウイルス感染拡大防止ガイドライン」に基づき、感染症予防策を取り入れた運営を行うに当たり、運営管理基準を定める。

2 対象施設

谷塚児童センター及び青少年交流センター

3 利用時の条件

(1) 利用人数の制限

定員の50%以内で利用すること。

定員が定められていない部屋においては一人当たり6㎡の空間を確保する。

(消防法の基準一人当たり3㎡を参考に定員を算定した上で、定員の50%を利用可能人数とする。)

※乳幼児(2歳児まで)は3㎡で補正し、3歳児以上は一律6㎡で計上する。

各部屋、もしくは事業毎に受付簿(予約票)を作成し、利用者情報を把握するとともに、定員内での運営を行う。

(2) 来館者の制限

来館前に検温を行い、37.5度以上の発熱があった場合(又は平熱比1度超過)や、息苦しさ(呼吸困難)・強いだるさ、軽度であっても咳・咽頭痛などの症状がある場合は、来館を控えること。

(3) マスクの着用、手洗い等の実施

館内では必ずマスクを着用し手洗いや手指の消毒を徹底すること。

(乳幼児については熱中症の懸念等から着用を求めない。)

(4) 室内換気の実施

換気扇を稼働させるとともに、ドアや窓を開けて利用すること。

(5) 対人距離

利用者同士がくっつき過ぎないように声掛けを行う。

(6) 飲食時の注意

飲食を行う際は、黙食、マスク会食等の感染予防策を徹底すること。

(7) 活動終了時の清掃等の実施

活動が終わったら、清掃、消毒等の実施を徹底すること。

(8) 速やかな入退館の実施

利用時間に合わせて来館し、利用後は速やかに退館すること。

(9) 受付簿（予約票）の保管

参加者の把握を後日でも行えるように保管する。

4 各事業の運営について

【共通事項】

◎定員制・事前予約制・入替え制とする。

◎STAFFの体調確認、衛生管理（手洗い・消毒）、マスク着用を適切に行う。

5 活動制限

次のいずれかに該当する活動については、感染拡大のリスクが高いと考えられることから、利用前及び利用中において感染予防策の徹底を図るものとする。

活動内容	例
語学会話など発声を主とする活動	外国語会話など
息を吹く楽器の使用	管楽器の演奏など
運動、武道	ダンス、卓球、バドミントン、吹き矢、体操、踊りなど
活動上密接を避けることができない活動	囲碁、将棋、かるた、茶道など
調理を伴う活動	料理、パン、そば、お菓子など
大きな声を出す、歌(唄謡詠)う	合唱、カラオケ、コーラス、歌唱、詩吟、民謡など

6 期間

期間は、令和3年10月25日から当面の間とする。

以 上